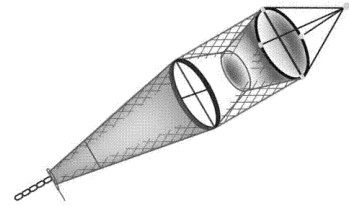


カワハギかご網の許可制導入について

平成27年3月24日 鳥取県水産課

1. 漁具の構造

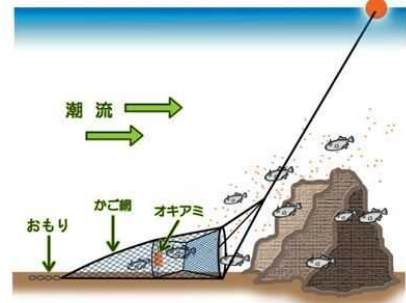
漁具は、身網と魚捕網からなり、身網の上部にかえり網を設ける。網地を図のように用い、左右を縫い合わせて筒状にし、中に竹などで作った直径160～170センチ程度の輪を入れて作成する。



2. 漁法

操業は日の出から日没にかけて行い、漁場に着くとアミエビのブロックを網の中へ取付け、潮の流れを考慮しながら瀬の中へ設置する。網は、魚が入りやすいように寝かせ傾向し、できるだけ瀬に沿って設置する。1回の操業時間は、魚が餌を食いつくさないまでの、40～60分程度で揚網する。漁具は3セット使用し、順次操業していく。

当該漁業は鳥取県中部地区で盛んに行われている。



3. 現在の規制等

- ・公的な規制は設けられていない（自由漁業扱い）
- ・自主的な取組として、産卵期である6、7月に休漁期間を設けている（資源管理計画、中部振興協議会申し合わせ）
- ・操業者同士の漁場の競合を避けるため、瀬（漁礁）の占有個数（2～3個）※、1隻辺りのかご数（3個以内）を制限している（中部振興協議会申し合わせ）

※瀬の占有個数については、大きな瀬は2個まで、小さな瀬は3個までとなっている。また、大きな瀬については現場で漁業者間で相談の上、一つの瀬に2者がかごを設置して良いこととなっている。

4. 現状（自由漁業として扱っている）の問題点

当該漁業をかご網と解釈すると（かわはぎかご網漁業）

- ・鳥取県海面漁業調整規則第8条により、本来かご網漁業は知事の許可をうけなければならない。

当該漁業をたも網と解釈すると（かわはぎたも網漁業）

- ・鳥取県海面漁業調整規則第44条により、遊漁者でも使用できる漁具となってしまう。

その他の問題

- ・自由漁業扱いとしていると、鳥取県沖合での県外漁業者による当該漁法の操業を排除できない。
- ・他種（釣り）漁業者からの苦情も発生（瀬の占有、まき餌の使用により、釣りで魚が釣れにくくなる等）

5. 許可制を導入すべき理由

- ・上記の問題点の解消
- ・現在の申し合わせ事項を許可の制限条件等により、より実効性のある規制となる→漁業秩序の構築
- ・漁業の規模（資源への影響、漁場の占有）からも、許可漁業にすべき漁業。

6. 許可制を導入した場合の（漁業者の）デメリット

- ・許可事務、許可手数料（5t以上）の発生
- ・許可内容の違反について、取締の対象となる（罰則発生）

【参考】鳥取県海面漁業調整規則抜粋

第8条 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号から第9号までに掲げる漁業の方法により営む漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業の方法により営む漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第14号に掲げる漁業の方法による漁業にあつては、漁業法第8条第1項の規定により漁業権の内容たる地びき網漁業を営む権利を有する者が当該権利に係る漁業を営む場合は、この限りでない。

(略)

(7) かご網(こういか、ひらつめがに及びきんこばいの採捕を目的とするもの、総トン数10トン以上の動力漁船によるずわいがにの採捕を目的とするもの並びに漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)第1項第12号に掲げる海域以外の日本海の海域においてかごを使用してべにずわいがにの採捕を目的とするものを除く。以下当該漁業の方法による漁業を「かご網漁業」という。)

(略)

第44条 漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のためにする場合を除き、次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

(略)

(2) たも網及びさ手網

(略)

7. 許可内容(案)について

項目	内容(案)	備考(調整事項等)
使用船舶	10トン未満	・現状で10トン以上船の実績なし
操業区域	鳥取県沖合	
操業期間	A案) 8月1日～5月31日 B案) 周年	・産卵期の保護のため、休漁期を設定 ・中部地域では申し合わせ事項として6-7月休漁 ・福部地区では、オキアミを使用した操業がなく、クラゲが獲れる6-7月が盛漁期
制限又は条件	(1) 日没から日の出までの間は操業してはならない	・現状で夜間の操業の実態はなし ・今後、漁法の改良等により夜間操業が可能となった場合、刺網漁業等との競合を避けるため設定
	(2) 使用する漁具のかご数は3個以内でなければならない	・同種漁業者間の漁場競合回避のため設定 ・中部地域では申し合わせ事項として確立されている ・全県漁業者の合意必要
	【B案採用の場合追加】 (3) 6月1日から7月31日までの間はオキアミを使用した操業をしてはならない	・操業期間を周年とした場合、産卵期の漁獲圧の低減を図るため、6-7月にオキアミを餌とした操業を禁止する
	(3 or 4) 他種漁業の操業を妨げてはならない。 ※瀬の占有個数の制限については、実効性ある取締が不可能なこと、漁業者の現場判断や漁業者間コミュニケーションに依存する部分が大いため、許可の制限条件としない。	